

「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について 改正の方向性（案）
に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

- 1 意見募集期間 令和8年4月16日から令和8年5月15日まで
- 2 意見数：6件
- 3 対応区分
 - ①反映する：2件
 - ②反映済：0件
 - ③参考にする：3件
 - ④反映又は参考にさせていただくことが難しいもの：0件
 - ⑤その他：1件

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
1-1	地域共生の実態に則した運用 「地域との共生の図られた太陽光発電を導入に向けて、「指導・規制等の方策」を取る」といった内容の記載がありますが、導入の規制だけに着目せず、意見のあった稼働済みの太陽光発電施設に対する指導や、地域の声を反映させている発電所への規制緩和等、画一的に規制を行うのではなく、地域との共生の実態に沿った、運用を期待します。	③	令和8年2月20日に開催した「第1回三重県環境審議会 環境影響評価部会」においても、「地域との共生が図られた施設については、再生可能エネルギーの導入を促進する観点からの検討も必要ではないか」との意見を頂いていることから、適切な運用を図ってまいります。
1-2	森林区域での開発について 実際に地域の方々とお話しする中で、土地の処分や活用の問題を解決できる方法として、太陽光発電所の建設があると認識しています。その中で、画一的に森林区域：1ヘクタール以上は簡易的環境影響評価の対象にするのではなく、県が定める森林計画区域内外で、規制内容を変化させるなど、より実態に則した規制内容とすることを求めます。	①	対象とする「森林区域」については、森林法第5条において都道府県知事が策定する地域森林計画の対象となる民有林等、自然的・社会的条件に特に配慮すべき地域とすることなどを想定しています。
1-3	進めている計画への緩和措置について 三重県環境保全条例の届出が提出済みである等、計画をすすめているものについて、緩和措置を希望します。	①	改正規則の公布から施行までの間に十分な期間を設けるとともに、一定の許認可等の手続が行われている事業については、改正後の規定を適用除外とするなど経過措置を導入することとします。

番号	意見	対応区分	意見に対する考え方
2-1	三重県レッドデータブック 2025 には県内の希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ）として 67 地点のホットスポットが掲載されています。 これらの中には太陽光発電施設設置により希少野生動植物が絶滅の危機に瀕し、希少種以外の野生動植物種も減少傾向にあり、生物多様性が失われつつあります。 方向性（案）①のポイント表-1 において示されている改正後の事業区域の面積ですが、少なくともホットスポットにおいては 1 ha 以下であっても環境アセスメントの対象とすることを望みます。	③	生物多様性の保全や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。
2-2	『「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について 改正の方向性（案）』p4にある＜主な意見＞の「生物多様性の観点から・・・」の意見については、是非この方向で取り組んでいただきたいと思います。 特に対象事業となる所については、環境調査および保全対策で終了ではなく、その後の追跡調査（例えば 5 年後の現況調査、保全対策の実施など）も加える必要があるかと思います。	③	生物多様性の保全や希少な種の生息・生育場所の保護の観点については、重要な事柄であるため、今後の施策の参考とさせていただきます。 また、現行制度において、事後調査（事業の実施以後に、当該事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するために行う調査）に関する規定を設けていることから、引き続き本規定を適切に運用してまいります。
3	産業廃棄物処理場が三重県内にこれ以上できないようにしていただきたいです。廃棄物が地下に浸透し、川や汚水環境汚染に繋がるからです。 太陽光発電、太陽光パネルも温暖化を招き山の土砂崩れの原因になりパネル自体が産業廃棄物である事で、地球には優しくなく、エコでもありません。電気代は高騰し続けるばかりです。よろしくお願いします。	⑤	—

※原則原文を記載（誤植と思われる記載事項等については、一部内容を修正）

※環境影響評価制度以外の施策等に関する意見については、意見のみ記載